

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和3年11月24日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100011号
厚生局事案番号 : 四国(国)第2100006号

第1 結論

平成10年12月から平成12年9月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年12月から平成12年9月まで

請求期間については、平成10年12月頃に、体調が悪く仕事ができない状態だったため、A町役場で相談して生活保護を受給することになった。その後、平成11年4月頃にB町に引っ越し、同町でも引き続き生活保護を受給していた。しかし、請求期間について、国民年金の記録では法定免除期間となっていないので、調査の上、保険料を免除されていた期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る戸籍謄本の附票によると、平成11年1月26日から平成18年2月5日までの期間において、A町で住民登録をしていたことが確認できる。

また、C県D保健福祉事務所から提出されたケース番号登載簿によると、平成11年1月28日にA町で請求者に生活保護の支給が開始されたことが確認できる。

さらに、請求者が、請求期間にB町で住民登録をしていたことは確認できないものの、C県D保健福祉事務所から提出された生活保護システム記録によると、請求者のケース番号における生活保護の受給記録は、平成11年1月28日に開始、平成12年2月4日に停止、同年9月1日に廃止になっていることが確認できる上、当該生活保護システム記録の保護金品支給台帳によると、平成11年5月から平成12年2月までの期間において、請求者がB町で生活扶助を受給していたことが確認できる。

加えて、平成11年1月から同年4月までの期間については、生活保護法による生活扶助を受給していたことが確認できる記録は残っていないものの、請求者は、「平成10年12月頃から体調が悪く仕事ができない状態だった。生活保護は、A町で認定を受け、B町へ引っ越し後も引き続き受けた。生活扶助は、月額約7万円から8万円受給していた。」旨記述しており、当該記述内容は、前述のケース番号登載簿及び生

活保護システム記録とおおむね一致することから、当該期間においても生活扶助を受給していたものと推認できる。

なお、国民年金保険料の法定免除について、生活保護法による生活扶助を受けているとき、その要件に該当するに至った月の前月から該当しなくなった月までの期間の保険料は納付義務が発生しないこととなる旨規定されているところ、日本年金機構は、「生活保護が停止した場合は、一時的な保護の中断であることから引き続き法定免除に該当し、生活保護が廃止された場合に非該当となる。」旨回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100007号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2100007号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年4月1日から昭和45年4月6日まで

私は、昭和45年4月にB職として採用され、A社に勤務したが、請求期間においてもA社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、雇用保険の被保険者記録から、請求者が、請求期間のうち、昭和43年10月1日から昭和45年4月5日までの期間において、A社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、請求期間のうち、昭和43年4月1日から昭和45年4月6日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、A社の事業を承継するC社の担当者は、「請求期間について、請求者の勤務形態、勤務実態及び請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたかは不明である。請求期間当時、B職ではない場合は臨時雇又は臨時補充員という勤務形態があったが、厚生年金保険の加入の取扱いについては、臨時雇は加入させない、臨時補充員は加入するかどうかは選択制だったと聞いている。」旨陳述している。

さらに、請求者が、A社の同僚として名前を挙げた者のうちの一人は、「私は、A社に臨時雇として4年ぐらい勤務したが、1か月勤務して翌月は勤務しない、1週間だけ勤務する等の働き方だった。臨時補充員だった時期があったかもしれないが、厚生年金保険の加入の関係で、何か月か毎に雇用関係が終わるという話を聞いた記憶があり、A社では厚生年金保険に加入していない。」旨陳述している上、請求者は他の同僚への調査を希望しておらず、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除をうかがわ

せる陳述を得ることができない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間に請求者の氏名等は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2100016号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2100008号

第1 結論

請求期間について、請求者のA県B課における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和24年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和52年11月1日から昭和55年4月1日まで

昭和52年11月1日から昭和55年3月31日までの期間において、A県B課に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が保管するA県発行の在職証明書(平成25年6月27日付け)及び雇用保険の被保険者記録によると、請求者が、昭和52年11月1日から昭和55年3月31日までの期間において、同県B課に非常勤特別職のC員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者が保管する昭和53年分及び昭和54年分給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)によると、社会保険料欄に記載された金額は、請求者が保管するA県から発令された通達(昭和52年11月1日付け)の報酬月額(10万円)に見合う標準報酬月額(9万8,000円)に基づく厚生年金保険料及び健康保険料の合計金額と比較して著しく低額となっているところ、当該源泉徴収票の支払金額から試算した雇用保険料の金額とほぼ同額であることから、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は雇用保険料と考えられ、請求期間のうち、昭和53年1月から昭和54年12月までの期間の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったものと推認できる。

また、請求者は、「請求期間において仕事内容は変わっていない。」旨陳述しているところ、前述のとおり昭和53年1月から昭和54年12月の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったものと推認できることから、当該期間を除く、請求期間の給与からも保険料は控除されていなかったと考えるのが自然である。

さらに、前述の通達によると、請求者は、勤務日数が週 6 日、勤務時間が週 33 時間以内という労働条件であったことが確認できるところ、短時間労働者が厚生年金保険の被保険者となるかは、1 週間の所定労働時間と 1 か月の所定労働日数の両方が通常の労働者のおおむね 4 分の 3 以上である場合に被保険者となることから判断すると、請求期間当時、通常の労働者の所定労働時間が週 48 時間だったことを考えると、請求者は厚生年金保険の被保険者として加入すべき者ではなかったことがうかがえる。

加えて、請求者が、請求期間当時、同じ仕事をしていたとして名前を挙げた同僚 8 名の A 県 B 課に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、同県は、「請求期間当時の資料は残っていないため、請求者の厚生年金保険料の控除等については不明である。」旨回答している。

また、A 県 B 課に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、請求期間に請求者の氏名等は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。